

第 4 章

計画の推進に当たって



第4章 計画の推進に当たって



1 計画の進捗管理

本計画で示す政策・施策は、基本計画に位置付けた「施策の柱」を構成する個別事業により実現していきます。

個別事業は、事業リストにより別途管理し、「政策協議」「予算編成」「事業実施」「施策・事業の評価」のPDCAサイクル¹⁰⁵により、進捗管理を行います。

なお、持続可能な行財政運営に向けた取組との整合を図りつつ、実効性を確保していくため、進捗管理に当たっては、「第5次行政改革大綱」、「第5次行政改革推進計画」、「第2次財政計画」及び「定員適正化計画」と一体的な運用を図ります。

○政策協議	予算編成に先立ち、個別事業を対象として、本計画が示す政策・施策の観点からの進捗状況や、社会経済情勢の変化を踏まえ、計画の推進に必要な事業の選定や関連付け、優先順位付け、見直しなどの方針を定めます。
○予算編成	政策協議の結果を踏まえ、本計画の推進に必要な予算措置を行います。
○事業実施	本計画が掲げる各政策、施策の方針に基づき、効果的な事業実施に努めます。
○施策・事業の評価	本計画に位置付けた施策、事業について、本計画を推進する観点から進捗状況の評価を行います。

2 計画の評価検証

本計画における基本計画（前期及び後期）の計画期間終了後には、毎年度の進捗管理における施策・事業の評価、基本施策毎に掲げる「目標」の達成状況、「市民の声アンケート」等を踏まえ、本計画に基づく政策・施策の成果を評価検証するものとしします。

3 分野別主要計画の管理

本計画は、市政運営の総合的な指針となる当市の最上位計画であることから、分野別主要計画は、本計画が示す政策・施策等の考え方を的確に反映する必要があります。

今後、分野別主要計画を新規に策定する場合は、本計画の内容に即して策定するとともに、既存の計画については、それらの見直しに合わせて整合を図ります。

【計画の進捗管理イメージ】

